

※個人番号（マイナンバー）が記載されている書面は提出しないでください。

「子の監護に関する処分（面会交流）調停・審判」の手續

別居中又は離婚後に子を監護していない親は、現に子を監護している親に対して子との面会交流を求めて調停（審判）を申し立てることができます。

また、一度決まった面会交流であっても、その後に事情の変更があった場合には、面会交流の内容、方法等の変更を求める調停（審判）を申し立てることができます。

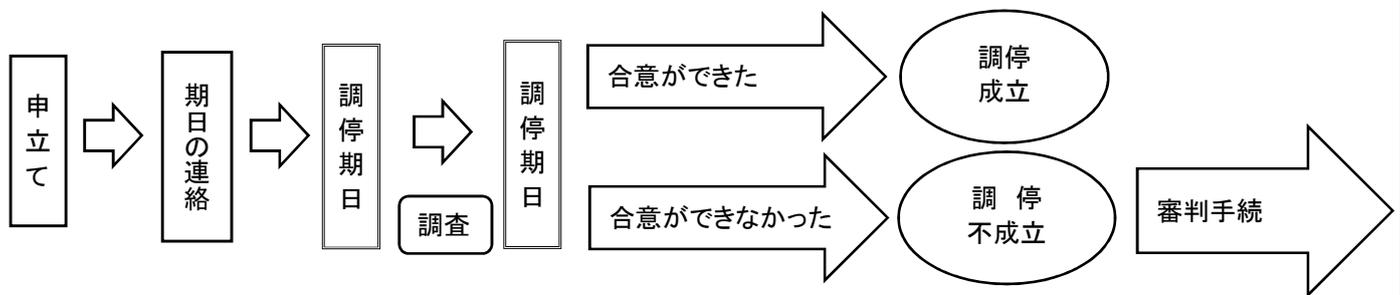
円滑な面会交流の実施は子の健全な成長にとっても大切なものですので、調停手續では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手續が開始され、裁判官が、必要な審理を行った上、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

審判を申し立てた場合でも、調停手續が先行することがあります。

申立てをする人	父・母 ※ 子を監護している親が再婚し、子と再婚相手が養子縁組をしているときは、その再婚相手もその子の共同親権者となるため、その再婚相手も相手方とする必要があります。
申立てをする裁判所	●調停申立て：相手方の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所 ●審判申立て：子の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 収入印紙1200円（子一人につき） <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 ●調停申立て [84円×6枚, 50円×2枚, 10円×7枚, 2円×10枚] ●審判申立て [500円×4枚, 84円×10枚, 50円×4枚, 20円×4枚, 10円×10枚, 5円×2枚, 1円×5枚]
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書3通（裁判所用、相手方用、申立人の控え用） ※申立書には相手方に開示できない住所を記載しないでください。 <input type="checkbox"/> 事情説明書1通 <input type="checkbox"/> 連絡先等の届出書1通 <input type="checkbox"/> 進行等照会書1通 <input type="checkbox"/> 子（未成年者）の戸籍謄本（全部事項証明書）1通 ※3か月以内に発行されたもの 事案によっては、追加書類の提出をお願いすることがあります。 ★書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分は、マスキング（黒塗り）をしてください。マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステープラ（ホッチキス等）でとめて、一体として提出してください。

手續の流れ（一般的な流れを示したものです。）



注 家事事件手續（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。